

注意

1 ⑨及び⑩の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2 ①から⑧までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。

3 ⑨の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。

4 ⑩の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を〇で囲んでください。

イ 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。以下同じ。)を解消した。

ロ 父が死亡した。

ハ 父が障害の状態にある。

ニ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。

ホ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。

ト 母が障害の状態にある。

リ 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。

ル 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。

ロ 養育者として父母がいるかいないかが明らかでない。

5 ⑨から⑭までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同じ」と記入して差し支えありません。

6 ⑯及び⑰の欄の「公的年金」とは、「遺族厚生年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)、」[「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び遺族共済年金を含む。)]、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)]、「母子年金」(「遺族年金」)、「遺族年金」等をいいます。また、⑱の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他の障害者を支給事由とする給付(労働者災害補償保険法の障害(補償)年金、傷病(補償)年金等)をいいます。

7 ⑳の上欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又は請求者が若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときは父の「公的年金」の受給状況、請求者が父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときは母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

8 ㉑の上欄は、請求者が障害基礎年金等を受給することができる場合に記入いただくものです。請求者が受けることができる公的年金のうち新たに手当の支給の対象となる児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。

9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し

ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ニ 請求者が父又は父以外の者である児童は、新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合

ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害者の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の情形による場合にはエックス線撮影撮影写真(呼吸器系結核・肺がん、肺がん、胃がん、十二指腸がん、胃がん、十二指腸がん、内臓下垂症、動脈瘤)等、骨又は関節損傷、骨すい炎、骨又は関節腫瘍、その診断又は診察に際し必要と認められるもの

ヘ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類

(イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の死亡が明らかでない場合

(ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引続き1年以上その児童を遺棄している場合

(ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合

(ニ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合

ト 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受給することができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書

10 手当の全部又は一部が支給停止となつている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、在死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないこと)のいずれかに該当する児童をいう)である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出してください。

11 この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の入によるお問い合わせください。

告示

○厚生労働省告示第三百九十七号

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十一月二十五日

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示

(国立感染症研究所試験検査依頼規程等の一部改正)

第一条 次に掲げる告示の規定中「㉑」を削る。

一 国立感染症研究所試験検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十二号)別記様式

二 国立感染症研究所製品交付規程(昭和三十五年厚生省告示第八十三号)別記様式

三 国立医薬品食品衛生研究所試験検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十四号)別記様式第一から別記様式第三まで

(労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件)の一部改正

第二条 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件(昭和三十五年労働省告示第十号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部改正)  
 第七条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類及び委任状</p> <p>ロ 本人に係る一又は二に規定する書類及び委任状</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が署名又は記名押印したものに限る。)</p> <p>ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が記名押印したものに限る。)及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。)</p>

(保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部改正)  
 第八条 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 十 (略)</p> <p>十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。</p>	<p>一 十 (略)</p> <p>十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医において、記名及び押印をすること。</p>

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正)  
 第九条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
 様式第一及び様式第四中(三)を削る。

様式三三一一一、様式三三一一二、様式三三一一三及び様式三三一一四中「四」を削る。  
 (ハンセン病患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程の一部改正)

第十二条 ハンセン病患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程(令和元年厚生労働省告示第百七十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(請求書の提出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一七 (略)</p>	<p>(請求書の提出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をすることともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一七 (略)</p>

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、告示の日から適用する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(作業環境評価基準等の一部を改正する告示の一部改正)

第三条 作業環境評価基準等の一部を改正する告示(令和二年厚生労働省告示第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条 中作業環境測定基準様式第二号の改正規定を次のように改める。